

- ・保護観察所は、必要な医療の継続を確保するため、訪問又は出頭による面談や、指定通院医療機関、都道府県・市町村等からの生活状況の報告を受けるなどにより、対象者が必要な医療を受けているか否か及びその生活状況を見守り、通院や服薬を促したり、家族等からの相談に応じ、助言を行うなどの必要な指導等を行う。
- ・都道府県・市町村等は、対象者やその家族等からの相談に応じ、必要な指導を行ったり、精神障害者社会復帰施設、ホームヘルプ、ティケア等必要とされる精神障害者居宅生活支援事業等の利用の調整を行うほか、生活保護等の福祉サービス等の援助を行う。

二 ケア会議の開催等

- 保護観察所は、地域社会における処遇に携わる関係機関等が、対象者に関する必要な情報を共有し、処遇方針の統一を図るほか、処遇実施計画の見直しや各種申立ての必要性等について検討するため、定期的又は必要に応じ、ケア会議を開催する。
- ケア会議は、指定通院医療機関、都道府県・市町村等、対象者及びその家族等の関係者のいずれもが保護観察所に開催を提案することができる。
- ケア会議の出席者は、保護観察所が関係機関等の意見を聴取した上で決定する。
- 対象者及びその家族等の関係者は、保護観察所が必要と認めるとき、ケア会議に出席して意見を述べることができる。
- 保護観察所は、地域社会における処遇に携わる関係機関に対し、処遇の実施状況について報告を求め、また、必要な情報を提供するなどして、相互に情報の共有を図り、緊密な連携の確保に努める。
- ケア会議で行われた情報交換の内容、配布された資料について、その取扱いに關し特に留意すべき事項については、参加者に周知されなければならない。
- 保護観察所は、ケア会議で決定されたこと等に関して、対象者に懇切・丁寧に説明し、同意を得るよう努める。

三 処遇の実施計画の見直し

- 通院期間中、地域社会における処遇に携わる関係機関は、常に各々の処遇の実施状況について評価を行い、対象者を取り巻く生活環境の変化、社会復帰のため